



来年の今頃は立法化!? すぐそこまで来た消費者団体訴訟制度の創設

弁護士 野々山 宏
nonoyama@oike-law.gr.jp

今年の通常国会では、消費者保護基本法が36年ぶりに改正されました。名称が「消費者基本法」となり、消費者の権利の尊重が消費者政策の基本理念と明記されました（同法2条）。

消費者政策は恩恵としての保護から、権利者に対する行政の義務として消費者保護政策を強化していくべきであるとともに、権利者にふさわしい具体的な制度の創設が求められてきます。

そのひとつの制度として「消費者団体訴訟制度」が導入されようとしています。消費者被害は被害者が多数になりますが、一人一人の消費者にとって裁判を起こすことは大変です。また、一人一人の裁判では自分の損害賠償を求めることができても、不当な約款条項や違法な広告・表示・勧誘行為を将来にわたって止めさせる（差し止める）ことはできません。そこで、消費者全体のために違法行為の差止めや損害賠償を事業者を求める裁判をする資格を消費者団体に与える制度が消費者団体訴訟制度です。我が国にはない全く新しい制度ですが、消費者団体に市場の監視者としての地位を与え、消費者の権利を具体化させる重要な制度です。

消費者団体訴訟制度の導入の議論は消費者契約法（2000年5月制定）の立法過程から議論されており、2003年5月には国民生活審議会消費者政策部会が報告書で導入の必要を述べ、同じ頃、内閣府国民生活局に設置された研究会で検討すべき論点の提示が報告されました。

そして本年5月に国民生活審議会消費者政策部会に「消費者団体訴訟制度検討委員会」が設けられ、いよいよ具体的な法案化に向けた議論が11月頃まで行われます。この検討委員会は消費者契約法制定のときと同様、消費者団体、事業者団体の、立場が相

反する代表が参加し、法律家や学者などの学識経験者を交えて激論が戦わされることになるでしょう。この検討委員会には日弁連推薦で当事務所の長野浩三弁護士が委員として参加します。そもそも制度が必要か、どのような消費者団体に資格を与えるのか、どのような訴訟をする権限を与えるのか（表示や広告の差止めや損害賠償をできる権限まで付与するか、少なくともその展望まで示せるかがポイントです）、新しい制度のため、手続をどうするか、などしんどい議論が展開されていくと思われるので、長野弁護士をサポートしていかなくてはと思っています。検討委員の一人に京都産業大学法科大学院とともに消費者法を担当する坂東俊矢教授がおられるのは心強い限りです。

日弁連は2004年3月に、差止め請求だけでなく違法行為による利得を消費者団体が請求できることを含めた制度を具体的に示した意見書を公表しています。長野弁護士や私も議論に参加して作成されたものです。長文ですが日弁連のホームページで見ることができます。

また、この制度の主体となる消費者団体も取り組みを始めています。西日本の主要な消費者団体など20の団体と弁護士・司法書士などが「消費者団体訴訟制度を考える連絡会議」を結成して活動を始めています。私も参加しています。

消費者団体訴訟制度は、EU諸国やアジアの多くの国では制度化され、市場や取引の公正化に役立っています。日本にスムーズに導入されるか否かは、日本の行政、企業、消費者が公正な市場や取引の実現を本気で実現する気があるかどうかの試金石となるものです。